

盛岡広域環境組合の設置に関する協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 284条第 2 項の規定により、岩手県知事の許可の日から、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町のごみ処理施設の設置等に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、盛岡広域環境組合を設置することについて協議する。

令和 5 年 1 月 日

盛岡市長

八幡平市長

滝沢市長

雫石町長

葛巻町長

岩手町長

紫波町長

矢巾町長